

国立大学法人長崎大学求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント防止の基本方針

令和 8 年 9 月 2 9 日制定

1. 目的

本指針は、求職者、就職活動中の学生、インターンシップ参加者、教育実習生及び臨床実習生（以下「求職者等」という。）の人格と尊厳を守り、公正で安全な採用活動及び職場体験を実施するため、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの防止及び適切な対応に関する基本的な方針を定めることを目的とする。

2. 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの定義

説明会、面接、内定者向け行事、電話・SNS 等を通じた接触、インターンシップ、教育実習、臨床実習等（以下「求職活動等」という。）において、優越的な立場を背景として、求職者等に対し、性的な言動、不適切な身体的接触、私的関係の要求等を行い、求職活動等の公正性を損ない、又は求職者等の人権及び尊厳を害する行為をいう。

3. 対象

本方針は、説明会、面接、インターンシップ、SNS 等による連絡を含む求職者等と接するすべての場面において、求職活動等に関与する本学のすべての職員に適用する。

4. 基本原則

本学の職員は、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。また、求職者等の人格及び尊厳を尊重し、公正かつ適切な採用活動、インターンシップ及び実習指導を行わなければならない。

5. 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに該当する行為

以下のような行為を指す。あくまで例示であり、これらに限られるものではない。

- 性的な発言又は性的内容を含む言動
- 必要性のない身体への接触
- 容姿、服装等に関する評価や発言
- 恋愛、結婚、妊娠・出産等の私的事項に関する質問
- 個人の SNS アカウントの交換・登録を求める行為
- 私的な飲食等への誘い
- 採否や評価に影響を及ぼすことをほのめかす言動

- 説明会や面接会場等、大学が定めた場所以外で、大学の許可なく求職者等と会う行為

6. 採用、インターン・実習時の具体ルール例

(1) 面接・説明会・見学時

- 原則として、勤務時間内において、学内又はオンラインで実施する
- 原則として複数名で対応し、1対1の対応を避ける
- 個室又は密室での長時間の対応を行わない
- 私的な質問（恋愛、結婚、出産予定、容姿、服装等）を行わない
- オンライン面談においても、複数名での対応を基本とする
- 業務外での私的接触（食事、飲酒、SNSによる個別連絡等）を行わない
- 個人（プライベート）のメールアドレス、SNS、電話番号による連絡を行わない

(2) インターン・実習（医学生・看護学生・教育実習等）

- 身体的接触、性的な冗談又はからかいを行わない
- 指導と私的感情を明確に区別する
- 業務外での私的接触（食事、飲酒、SNSによる個別連絡等）を行わない
- 個人（プライベート）のメールアドレス、SNS、電話番号による連絡を行わない

7. 相談を受けた際の対応

- (1) 相談があった場合は、事実関係を迅速かつ正確に確認し、適切に対応する。
- (2) 相談内容及び状況に応じて、担当者の変更等、求職者等への配慮を最優先とする。
- (3) 相談者のプライバシーを保護し、相談したことを理由として採用選考その他いかなる不利益な取扱いが生じないように十分に配慮する。

8. 処罰・懲戒措置

本学は、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを決して容認しない。求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント行為が認められた場合には、その行為の内容、悪質性及び影響の程度等を総合的に勘案し、次の措置を含む厳正な対応を行う。

- 厳重注意又は指導
- 採用業務又は面接業務からの排除
- 懲戒処分（戒告、減給、出勤停止、停職、解雇等）